

## 第504回

### 岡山地方最低賃金審議会

開催日時 令和5年8月23日（水曜日） 10時00分～

開催場所 岡山市北区下石井1-4-1

岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室A

### 議事次第

- 1 岡山県最低賃金に係る異議申出等について
- 2 岡山県最低賃金専門部会の廃止について
- 3 今後の審議日程について
- 4 その他

# 第 504 回岡山地方最低賃金審議会資料一覧

## 資 料 目 次

- 1 部会報告書、答申書 ..... 資料No. 1
- 2 異議申出書 ..... 資料No. 2
  - (1) 「岡山県最低賃金」の改正に関する異議申立書  
(労働組合岡山マスカットユニオン)
  - (2) 岡山地方最低賃の改正決定に対する異議の申し立て  
(岡山県労働組合会議)
  - (3) 2023 年度岡山地方最低賃金審議会の答申に関する異議の申出  
(岡山県高等学校教職員組合)
  - (4) 異議申出書  
(生協労組おかやま)
  - (5) 岡山地方最低賃の改正決定に対する異議の申し立て  
(生協労組おかやま)
- 3 令和 5 年度 地域別最低賃金答申状況 ..... 資料No. 3
- 4 岡山地方最低賃金審議会の運営に対する要請 ..... 資料No. 4

令和5年8月7日

岡山地方最低賃金審議会

会長 益田 佐和子 殿

岡山地方最低賃金審議会

岡山県最低賃金専門部会

部会長 片山 裕之

## 岡山県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年7月4日、岡山地方最低賃金審議会において付託された岡山県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

なお、中央最低賃金審議会に対して、目安制度の在り方に関する全員協議会報告（平成29年3月28日中央最低賃金審議会了承）の記の3（2）の「地方最低賃金審議会に対して目安の合理的な根拠を示すための努力など目安への信頼感を確保するための取組を一層進めていくことが必要である。」を十分に踏まえた納得感のある目安の審議を強く求める意見があった。

また、岡山県最低賃金専門部会において、地域の実態を反映した独自性が発揮できる審議運営を強く求める意見があった。

岡山県最低賃金専門部会の共通認識として、政府等に対し、下請取引適正化の更なる監視強化や、中小企業・小規模事業場が継続的に賃上げしやすい環境整備のため、助成金等の生産性向上支援の拡充、各種減税による実質賃金の上昇、賃上げ税制や補助金等の賃上げ企業への優遇とともに、価格転嫁に向け実効性のある取組となるよう、一層の強化を強く求める意見があったことを申し添える。

本件の審議に当たった専門部会の委員は次のとおりである。

岡山地方最低賃金審議会  
岡山県最低賃金専門部会委員

公益代表委員

部会長 片山裕之 弁護士

部会長代理 米山毅一郎 岡山大学学術研究院法務学域 教授

益田佐和子 岡山家庭裁判所 家事調停委員

労働者代表委員

小橋政次 自動車総連 岡山地方協議会 事務局長

高山伸男 日本基幹産業労働組合連合会岡山県本部  
事務局長

西崎知佳 日本労働組合総連合会岡山県連合会  
副事務局長

使用者代表委員

石黒和之 株式会社共立精機 代表取締役社長

鶴海元 カーツ株式会社 監査役

西谷治朗 岡山県経営者協会 専務理事

## 岡 山 県 最 低 賃 金

- 1 適用する地域  
岡山県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 932円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和5年10月1日

## 岡山県の生活保護費と最低賃金について

(令和3年度データに基づく比較)

### 1 最低賃金

- (1) 件名 岡山県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額892円
- (3) 発効日 令和4年10月1日

### 2 生活保護

- (1) 比較対象者  
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
令和3年度
- (3) 生活保護（令和3年度）  
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の岡山県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（99,239円）。

### 3 生活保護に係る施策との整合性について

令和4年10月1日発効の岡山県最低賃金の1箇月換算額（註）と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると岡山県最低賃金が生活保護費を下回っているとは認められなかった。

#### （註）1箇月換算額

$$892 \text{円 (岡山県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.816 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率※)} = 126,504 \text{円}$$

※令和5年7月12日に開催された中央最低賃金審議会第2回小委員会の資料中、別添グラフに示された比率。

## 岡山県最低賃金専門部会審議経過

会 議 等	年 月 日	内 容
第502回 岡山地方最低賃金審議会	令和5年 7月4日	改正決定について諮問
専門部会委員の推薦公示	7月4日	締 切 令和5年7月25日
関係労使の意見聴取の公示	7月4日	締 切 令和5年7月25日
専門部会委員の任命	7月31日	
第1回 専門部会	7月31日	部会長及び同代理の選任 岡山県の生活保護と最低賃金 について 今後の審議の進め方について
第2回 専門部会	8月2日	金額改定に当たっての基本方 針について 最低賃金額の審議
第3回 専門部会	8月4日	最低賃金額の審議
第4回 専門部会	8月7日	最低賃金額の審議（結審）

岡賃審第16号  
令和5年8月7日

岡山労働局長  
成毛 節 殿

岡山地方最低賃金審議会  
会長 益田 佐和子

岡山県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月4日付け岡労発基0704第3号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータで比較したところ、令和4年10月1日発効の岡山県最低賃金（時間額892円）は令和3年度の岡山県の生活保護水準を下回っていなかった。

なお、中央最低賃金審議会に対して、目安制度の在り方に関する全員協議会報告（平成29年3月28日中央最低賃金審議会了承）の記の3（2）の「地方最低賃金審議会に対して目安の合理的な根拠を示すための努力など目安への信頼感を確保するための取組を一層進めていくことが必要である。」を十分に踏まえた納得感のある目安の審議を強く求める。

また、岡山県最低賃金専門部会において、地域の実態を反映した独自性が発揮できる審議運営を強く求める。

岡山県最低賃金専門部会の共通認識として、政府等に対し、下請取引適正化の更なる監視強化や、中小企業・小規模事業場が継続的に賃上げしやすい環境整備のため、助成金等の生産性向上支援の拡充、各種減税による実質賃金の上昇、賃上げ税制や補助金等の賃上げ企業への優遇とともに、価格転嫁に向け実効性のある取組となるよう、一層の強化を強く求める。



別紙1

岡山県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域  
岡山県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 932円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和5年10月1日

## 別紙2

### 岡山県の生活保護費と最低賃金について

(令和3年度データに基づく比較)

#### 1 最低賃金

- (1) 件 名 岡山県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額892円
- (3) 発 効 日 令和4年10月1日

#### 2 生活保護

- (1) 比較対象者  
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
令和3年度
- (3) 生活保護(令和3年度)  
生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の岡山県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(99,239円)。

#### 3 生活保護に係る施策との整合性について

令和4年10月1日発効の岡山県最低賃金の1箇月換算額(註)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると岡山県最低賃金が生活保護費を下回っているとは認められなかった。

#### (註) 1箇月換算額

$$892\text{円(岡山県最低賃金)} \times 173.8\text{(1箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.816\text{(可処分所得の総所得に対する比率※)} = 126,504\text{円}$$

※令和5年7月12日に開催された中央最低賃金審議会第2回小委員会の資料中、別添グラフに示された比率。

岡山労働局長 成毛 節 殿

2023年8月22日

## 「岡山県最低賃金」の改正に関する異議申立書

岡山市北区岩田町  
労働組合 岡山マスカットユ  
[Redacted]

2023年8月7日、岡山地方最低賃金審議会は、7月28日の中央最低賃金審議会の答申である「時給40円引き上げ」と全く同じ額の「答申」を提出しました（時給892円⇒932円）。

その約4パーセント程度の「引き上げ」では、経営側が（残業代を払わない）労働時間の延長などの労働強化などによって簡単に取り戻してしまえる額です。

そもそも、現在の最低賃金の水準では、労働者は生活できません。

「第3次世界大戦」の始まりともいえるウクライナ戦争開戦以降のあまりにも急激な物価高が労働者の生活を確実に脅かしつつある現状を鑑みると、一刻も早く最低賃金を大幅に引き上げるべきです。

最低賃金の決定は、基本給の低い労働者の「必要」を前提にした大衆的な議論によるべきものです。

私たちは、あくまでも「最低賃金時給1500円以上」を要求し、岡山労働局長に対して、以下のとおり異議を申し立てます。

- 1:早急に最低賃金時給「1500円」以上とすること。税および社会保険料などの公課を控除してもなお「1500円」以上となるように求める。
- 2:最低賃金審議会で為された議論については、専門部会も含めた全審議の全面公開、公聴会の開催、議事録の全面公開など、開かれた運営方法に改める措置を早急を実現すること。
- 3:審議会の「本審」省略を行わず、十分に手間と時間をかけた審議を行うこと。
- 4:「ワーキングプア」とよばれる層の労働者と関わる機会が比較的多い合同・一般労組の代表者を、労働者代表委員に選任・補任する措置を早急を実現すること。
- 5:各地方最低賃金審議会の開催の事実、予定および、意見書提出、意見陳述、傍聴、異議申立書提出の機会などを、地方新聞も含む新聞、マスコミに広告を出すこと等により、広く市民に広報すること。
- 6:できるだけ早く、1から5の方向で（最低賃金の水準維持を目的とした助成金制度等の創設および物価スライド制導入と一体で）全国全産業一律の新しい最低賃金制を確立するように、厚生労働省および中央最低賃金審議会に要請すること。

以上



岡山労働局長  
成毛 節さま

2023年8月8日  
岡山県労働組合会議  
議長 [REDACTED]

## 岡山県最低賃金の改正決定に対する異議の申し立て

8月7日に岡山地方最低賃金審議会より岡山県最低賃金を932円に改定する決定がなされたことに対し、以下の理由から異議を申し立てます。

### 1. 932円では自立した生活が困難である

今回の決定は中央最低賃金審議会が示した目安額通り40円引き上げ、932円に改定する決定が下されました。932円で173.8時間働いた場合、月収は16万円程度であり、年収は200万円に満たない水準です。岡山県労働組合会議が行った最低生計費資産調査では、岡山中で自立した生活を送るためには少なくとも時間給1600円、月収25万円が必要であるとの結果が出ています。今回の改定額では自立した生活は困難です。

中央最低賃金審議会では「昨年10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引き上げ率(3.3%)を上回る高い伸び率であること」「今年度の各ランクの引き上げ額の目安を検討するにあたっては4.3%(公益委員見解)を重視すること」の2点から目安額が決定されました。しかし、この考え方は、物価高騰を後追いすることにしかならず、物価高騰を克服することはおろか、労働者の生活改善にもつながらない目安額となっています。

最低賃金審議会の示した目安額通りの改訂決定は承服できません。労働者の生活を改善するという視点から、現行の最低賃金892円を108円引き上げ、1000円に改定するよう審議のやり直しを求めます。

### 2. 中小企業支援に向けた対策が示されていない

日本の企業の99.7%が中小零細企業であり、労働者の約7割が中小企業で働いています。中小企業は、賃金を大幅に引き上げる体力を持ち合わせていないのは事実であり、持続可能な経済を実現するためには地方経済を支える主役である中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置が求められます。

昨年の地方最賃審議会答申の付帯決議で「国による中小企業支援を求める」ことを議決した審議会もあります。京都府の付帯決議は、「中小企業に対する助成制度としては極めて不十分」と指摘し、現場の声を反映した制度にするよう「さらなる抜本的な改善を喫緊に図るべき」と求めています。「新たな支援金」「直接的給付金等支援策」など別建ての支援制度の創設を要望している地方もあります。



最低賃金を大幅に引き上げることを前提とした付帯決議や厚生労働省、中央最低賃金審議会に対して岡山地方最低賃金審議会としての見解を示してください。

### 3. 審議過程が不明確であり、審議の公平性に疑問がある

岡山県労働組合会議は、再三にわたり専門部会を含めすべての審議過程を全面公開することを求めてきたところです。去る4月6日、中央最低賃金審議会（中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会）において、目安審議の透明性を高める観点から議事の公開について検討が行われ、「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当」、「地方最低賃金審議会を含む目安審議の議論を注視する者に対して議論のプロセスをできるだけ分かりやすく示すことで、審議の透明性や納得感を一層高めることも重要」であるとの結論が示されました。

岡山地方最低賃金審議会の決定は、公労使三者が集まって議論を行う部分についても非公開とされ、その理由について、「率直な意見の表明を保障するため」とされています。審議会の委員に選出されれば公人と認定されます。国会をはじめ県議会や公的委員会はすべて公開の場で行われています。他者の尊厳を侵害するような発言や企業経営にかかる機密情報、個人のプライバシーにかかわる事項が発言されるわけではないも関わらず、公開となればさかれては意見表明が出来ないという理由は承服できません。

繰り返しになりますが、これまで再三にわたり審議の全面公開を求めてきました。そして、中央最低賃金審議会において、公労使三者がそろえば公開することが適当であるとの判断が示されたにも関わらず、岡山地方最低賃金審議会において金額決定にかかる審議が非公開とされたことは、何らかの不正なやりとりが行われていることを疑わざるを得ません。完全公開として、審議をやり直すことを求めます。

以上

2023年8月19日

岡山労働局長  
成毛 節 様

岡山県高等学校教職員組合  
執行委員長 [REDACTED]

## 2023年度岡山地方最低賃金審議会の答申に関する異議の申出

岡山地方最低賃金審議会は8月7日、岡山県最低賃金を40円引上げて、932円に改正するよう答申しました。昨年度を上回る過去最大の引上げ額ということで、関係委員の皆様のご努力のあとがうかがえますが、私たちが求めた1,600円とは大きな開きがあり、異議を申し出ざるをえません。

また、中央最低賃金審議会が示した引上げ額の目安の取扱いについても、全国一律最低賃金制度を展望する上で課題を残す結果となりました。目安自体が、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円と格差を拡大させる内容になっており、これを地方段階でいかに是正させるかが問われていました。他の地方では、目安額に上乗せした答申を行った審議会も見られるなか、ただ目安を追認しただけの答申では、審議の中身が疑われます。この点では、審議の公開を進めることも大きな課題です。

中小企業への十分な支援策が示されていないことも大きな問題です。このままでは、厳しい経営環境のもとで地域の雇用を維持してきた中小企業の経営が立ちいかず、かえって労働者の雇用が脅かされることにもなりかねません。

つきましては、次のとおり最低賃金審議会に再審議を求めようお願いします。

### 記

- 1 最低賃金を時間額1,600円以上に引き上げることを目指し、少なくとも時間額1,000円以上となるような大幅な引き上げについて調査審議してください。
- 2 全国一律最低賃金制度の必要性について調査審議してください。
- 3 中小企業が使いやすい特別補助策の必要性について調査審議してください。





岡山労働局長  
成毛 節 様

2023年8月21日  
生協労組おかやま  
副委員長 [REDACTED]

## 異議申出書

最低賃金法第11条第2項に基づき、2023年8月7日に岡山地方最低賃金審議会から貴職に答申された最低賃金の改正答申に関して、以下の通り異議申出を行います。

### 異議の内容

今回の答申は、以下「異議の理由」で述べる通り、審議の経過及び結果、審議内容に重大な疑義があるものであり、到底認められません。本審議会並びに専門部会に差し戻し、改めて岡山地方最低賃金審議会の独自性を発揮した審議を求めます。

### 異議の理由

今年度は、これまでにない大きな変化があったと思います。まず、ランク制が4ランクから3ランクになったこと。これまでにない高額な目安が出たこと。そして、全国加重平均が1,000円を超えたことです。

しかし、これだけの変化を以てしても、私たちの生活は良くなるどころか増々苦しくなることが目に見えています。なぜなら、今回の引上げ額が物価の高騰に追い付いていないからです。そもそも、人間らしい暮らしをするための必要額も満たすことが出来ていない現在、この答申額は、「県民の命や暮らしは二の次、三の次」と公言されたようなものです。

もちろん、中央目安額が低すぎるという問題もありますし、そもそも最低賃金法自体にも問題があります。最低賃金は、科学的根拠のある最低生計費調査に基づいた労働者の生計費と、実際の労働者の賃金を考慮して決めることが何より必要なのではないでしょうか。そこに使用者の都合を考慮すべき理由はありません。

今回、隣の兵庫県は目安に1円上乗せして1,001円、広島県は970円の答申です。年間50週、一日8時間働いた場合、兵庫県では2,002,000円、広島県では1,940,000円、岡山県では1,864,000円となります。実際、飲食店や小売業では最賃近傍での募集になっており、住む場所によって明らかに格差が生まれます。各県で違いを付ける必要はなく、その差を埋めるための不断的努力が岡山県労働局には求められています。

もし、貴職が同じ問題意識をお持ちでしたら、審議会での再考を検討していただきたいと思います。また、企業の適正な価格転嫁が出来るよう「中小企業・小規模事業者の賃上げに関する環境整備」として政府に対する「要望」を付記するなど、現状を変えていくための行動を起こしてほしいと思います。県民の生活を守ることを第一に、私たちの意見を取り入れて行動してくださることを信じて、この文章を書きました。どうぞよろしくお願いいたします。



以上

岡山労働局長  
成毛 節さま

2023年8月21日  
生協労組おかやま  
副委員長 XXXXXXXXXX

## 岡山県最低賃金の改正決定に対する異議の申し立て

8月7日に岡山地方最低賃金審議会より岡山県最低賃金を932円に改定する決定がなされたことに対し、以下の理由から異議を申し立てます。

### 1. 932円では自立した生活が困難である

今や全労働者の4割が非正規労働者であり、その多くが最低賃金近傍の時給で働いています。全国の生協パート労働者の初任時給は最低賃金と同額のところが多く、ベースアップは最賃の引き上げに引っ張られている状況です。今の最低賃金は低すぎて暮らしていく賃金になっていないことが問題であり、暮らせない労働者を増やしていると言えるでしょう。その上、物価高騰が労働者の暮らしを直撃しています。電気代やガソリン代も今以上の値上げが計画されており、1000円に満たない時給では生計費を賄えません。

今回の引き上げ932円で173.8時間働いた場合、月収は16万円程度であり、年収は200万円に満たない水準です。岡山県労働組合会議が行った最低生計費資産調査では、岡山で自立した生活を送るためには少なくとも時間給1600円、月収25万円が必要であるとの結果が出ています。今回の改定額では自立した生活は困難です。

生活するだけで精一杯、貯蓄もできないため老後への不安もぬぐえません。労働者の生活を改善するという視点から、現行の最低賃金892円を108円引き上げ、1000円に改定するよう審議のやり直しを求めます。

### 2. 中小企業支援に向けた対策が示されていない

日本の企業の99.7%が中小零細企業であり、労働者の約7割が中小企業で働いています。中小企業は、賃金を大幅に引き上げる体力を持ち合わせていないのは事実であり、持続可能な経済を実現するためには地方経済を支える主役である中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置が求められます。

昨年の地方最賃審議会答申の付帯決議で「国による中小企業支援を求める」ことを議決した審議会もあります。京都府の付帯決議は、「中小企業に対する助成制度としては極めて不十分」と指摘し、現場の声を反映した制度にするよう「さらなる抜本的な改善を喫緊に図るべき」と求めています。「新たな支援金」「直接的給付金等支援策」など別建ての支援制度の創設を要望している地方もあります。

最低賃金を大幅に引き上げることを前提とした付帯決議や厚生労働省、中央最低賃金審議





会に対して岡山地方最低賃金審議会としての見解を示してください。

### 3. 審議過程が不明確であり、審議の公平性に疑問がある

私たちは専門部会を含めすべての審議過程を全面公開することを求めています。去る4月6日、中央最低賃金審議会（中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会）において、目安審議の透明性を高める観点から議事の公開について検討が行われ、「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当」、「地方最低賃金審議会を含む目安審議の議論を注視する者に対して議論のプロセスをできるだけ分かりやすく示すことで、審議の透明性や納得感を一層高めることも重要」であるとの結論が示されました。

岡山地方最低賃金審議会の決定は、公労使三者が集まって議論を行う部分についても非公開とされ、その理由について、「率直な意見の表明を保障するため」とされています。審議会の委員に選出されれば公人と認定されます。国会をはじめ県議会や公的委員会はすべて公開の場で行われています。他者の尊厳を侵害するような発言や企業経営にかかる機密情報、個人のプライバシーにかかわる事項が発言されるわけではないも関わらず、公開となればさかれては意見表明が出来ないという理由は承服できません。

繰り返しになりますが、これまで再三にわたり審議の全面公開を求めてきました。そして、中央最低賃金審議会において、公労使三者がそろう場合は公開することが適当であるとの判断が示されたにも関わらず、岡山地方最低賃金審議会において金額決定にかかる審議が非公開とされたことは、何らかの不正なやりとりが行われていることを疑わざるを得ません。完全公開として、審議をやり直すことを求めます。

以 上

## 令和5年度 地域別最低賃金 答申状況

目安 ランク	都道府県名	目安額	答申された 改定予定額	改定前額	引上げ額	目安差額	発効予定日
B	北海道	40	960	920	40		10月1日
C	青森	39	898	853	45	+ 6	10月7日
C	岩手	39	893	854	39		10月4日
B	宮城	40	923	883	40		10月1日
C	秋田	39	897	853	44	+ 5	10月1日
C	山形	39	900	854	46	+ 7	10月14日
B	福島	40	900	858	42	+ 2	10月1日
B	茨城	40	953	911	42	+ 2	10月1日
B	栃木	40	954	913	41	+ 1	10月1日
B	群馬	40	935	895	40		10月5日
A	埼玉	41	1028	987	41		10月1日
A	千葉	41	1026	984	42	+ 1	10月1日
A	東京	41	1113	1072	41		10月1日
A	神奈川	41	1112	1071	41		10月1日
B	新潟	40	931	890	41	+ 1	10月1日
B	富山	40	948	908	40		10月1日
B	石川	40	933	891	42	+ 2	10月4日
B	福井	40	931	888	43	+ 3	10月1日
B	山梨	40	938	898	40		10月1日
B	長野	40	948	908	40		10月1日
B	岐阜	40	950	910	40		10月1日
B	静岡	40	984	944	40		10月1日
A	愛知	41	1027	986	41		10月1日
B	三重	40	973	933	40		10月1日
B	滋賀	40	967	927	40		10月1日
B	京都	40	1008	968	40		10月6日
A	大阪	41	1064	1023	41		10月1日
B	兵庫	40	1001	960	41	+ 1	10月1日
B	奈良	40	936	896	40		10月1日
B	和歌山	40	929	889	40		10月1日
C	鳥取	39	900	854	46	+ 7	10月5日
B	島根	40	904	857	47	+ 7	10月6日
B	岡山	40	932	892	40		10月1日
B	広島	40	970	930	40		10月1日
B	山口	40	928	888	40		10月1日
B	徳島	40	896	855	41	+ 1	10月1日
B	香川	40	918	878	40		10月1日
B	愛媛	40	897	853	44	+ 4	10月6日
C	高知	39	897	853	44	+ 5	10月8日
B	福岡	40	941	900	41	+ 1	10月6日
C	佐賀	39	900	853	47	+ 8	10月14日
C	長崎	39	898	853	45	+ 6	10月13日
C	熊本	39	898	853	45	+ 6	10月8日
C	大分	39	899	854	45	+ 6	10月6日
C	宮崎	39	897	853	44	+ 5	10月6日
C	鹿児島	39	897	853	44	+ 5	10月6日
C	沖縄	39	896	853	43	+ 4	10月8日
全国加重平均額			1004	961	43		-

## 岡山地方最低賃金審議会の運営に対する要請

岡山地方最低賃金審議会

会長 益田佐和子 さま

2023年8月3日

岡山県労働組合会議

議長

日夜、労働者・国民の経済の向上に向けて活動されていますことに敬意を表します。

さて、7月31日に開催された第503回岡山地方最低賃金審議会において、審議会の公開の有無について議論がなされ、これまで通り非公開とすることが決定されました。最低賃金は労働者全般の賃金に大きく影響するものであり、非公開という密室審議で金額を決定することは民主主義に反することであるため、非公開とする決定を撤回し、金額審議過程を公開することを強く求めるものです。

最低賃金審議会運営規程においても、会議は原則公開とされ、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがある等の場合には非公開とすることができるとされています。しかし、4月6日の中央最低賃金審議会（中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会）の報告では、目安審議の透明性を高める観点から議事の公開について検討を行い、「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った」とあります。

岡山地方最低賃金審議会の決定は、公労使三者が集まって議論を行う部分についても非公開とするものであり、最低賃金審議会の運営規程ならびに中央最低賃金審議会で確認された、「地方最低賃金審議会を含む目安審議の議論を注視する者に対して議論のプロセスをできるだけ分かりやすく示すことで、審議の透明性や納得感を一層高めることも重要である」との決定に反するものです。

他の地方最低賃金審議会では、中央最低賃金審議の見解に倣った審議会運営が行われています。岡山県地方最低賃金審議会においても、中央の見解に沿い審議会を専門部会も含め公開すべきであると考えます。

また、異議審査会も非公開とされていますが、異議審査会は本審議会に属するものです。本審議会が全面公開されていることと、上記の観点から異議審査会も公開にすべきであると考えます。公開について再度審議会内で議論されることをお願いします。

以上から、以下の点を要請します。審議会での誠実な審議をお願いします。

1. 今後開催される、専門部会を公開とすること。
2. 異議審査会を公開とすること。
3. 公開に向けた議論を再度行うこと。



以上